

介護事故の賠償トラブル・訴訟への対応策

－なぜ賠償トラブル・訴訟は増え続けるのか？－

施設に居ながら全職員が学べる動画セミナー

今すぐ抜粋版を試聴しよう！（抜粋版10分・本編32分）

●PC版 → <https://youtu.be/eX09G7ap6Sc> ●スマホ版 →



動画セミナー提供方法

- 提供対象：介護事業者団体・介護事業法人など
- 視聴期間：1ヶ月以上1ヶ月単位で設定
- 提供資料：セミナーテキスト・付属資料
- 視聴開始：任意の期日を設定できます
- 提供価格：介護事業者団体55,000円（税込）
介護事業法人44,000円（税込）
※配信期間2カ月以上は割増必要

動画セミナー視聴までの流れ

- ①申込書を弊社宛メールで送付
申込書は弊社ホームページで：www.anzen-kaigo.com
- ②弊社より主催者にセミナー視聴ツールを送付
URL・QRコード・パスワード・セミナーテキスト・付属資料
- ③視聴者にURL・QRコード・パスワードを案内
- ④参加者はパソコンやスマホでセミナーを視聴

「介護事故の賠償トラブル・訴訟への対応策」の概要

《1》なぜ介護事故で賠償責任が発生するのか？

- ・賠償責任の法的根拠
- ・過失のある事故とはどんな事故か？
- ・介護事故で問題となる2種類の過失
- ・介護事故はなぜトラブルになりやすいのか？

《2》介護事故の賠償訴訟を巡る現状

- ・施設の実情を無視した賠償判決

《3》賠償訴訟は絶対に回避すべきか？

《4》賠償トラブル・訴訟への対応

- ・こんな事故は過失とみなされる
- ・保険会社と代理店はフル活用する
- ・賠償トラブルになりやすい3つのケース
- ・事故発生時の対応ミスによる過失の場合

●施設の実情を無視した賠償判決

1. 平成13年静岡地裁の行方不明死亡事故の判例

認知症の利用者がデイサービスを抜け出して行方不明に、海で溺れて亡くなってしまった

判決 ⇒ デイの職員が見守りを怠ったことが事故の原因であり、過失であるとして賠償責任を認めた

2. 平成21年仙台地裁の転倒事故の判例

ショートステイで徘徊中の利用者が転倒して骨折、施設が見守りを怠ったのが原因として家族が訴訟提起

判決 ⇒ 職員の人数を増やして見守りを強化すべきなのにこれを怠ったことが過失である
見守りを増やしても事故を防げないのであれば、入所を拒否すべきだったのに、これを怠ったことが過失である

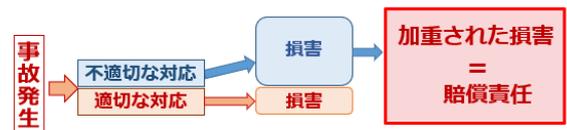
★裁判官はなぜこんなに施設に対して無理解なのか？

●事故発生時の対応ミスによる過失の場合

⇒適切な事故対応を怠ったため損害が拡大した

■どんな事故が過失となるのか？

防げない事故(防ぐ義務がない)事故であっても、事故が発生した時に適切な対応を怠って重大事故につながれば、過失として賠償責任を問われます。ただし、賠償責任が発生するのは拡大した損害の部分だけとなります



動画セミナーに関するお問い合わせは

株式会社安全な介護 受付担当 澤田

mail:soudan@nanasha.co.jp TEL:03-5995-2275